

廃棄物指導課におけるプロポーザルによる受託候補者の選定手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課（以下「廃棄物指導課」という。）が所管する業務の委託に関し、プロポーザル（企画提案書を審査し、受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定する方式のことをいう。以下同じ。）による受託候補者の選定手続について必要な事項を定め、もって業務の効果的かつ効率的な実施及び品質の確保に資することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、プロポーザルによる随意契約により委託しようとする業務（以下「委託業務」という。）が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する場合に適用する。

(受託希望者の募集)

第3条 廃棄物指導課は、委託業務に係るプロポーザルの参加者（以下「受託希望者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を配布し、当該募集要項に定めた方法により企画提案書を提出するよう求めるものとする。

- (1) 委託業務の仕様
- (2) 参加資格要件
- (3) 企画提案書の様式及び作成上の留意事項
- (4) 企画提案書の提出方法及び提出期限
- (5) 受託候補者を選定するための審査方法及び評価項目
- (6) 募集要項に対する質問の受付方法、受付期間及び回答方法
- (7) その他必要と認められる事項

(受託候補者の選定)

第4条 廃棄物指導課は、次条に規定する選定委員会の審査により受託候補者を選定するものとする。

(選定委員会)

第5条 受託候補者を選定するため、受託希望者から提出された企画提案書を審査する選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 委員長 環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導・生活環境担当部長
- (2) 副委員長 環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長
- (3) 委員 廃棄物指導課規制係長その他委員長が認める者

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

5 委員会の事務は、委託業務を担当する廃棄物指導課職員が行う。

(審査方法)

- 第6条 委員会の審査は、受託希望者から提出された企画提案書を評価するものとする。
- 2 委員会は、受託希望者に対しヒアリングを行い、当該ヒアリングの結果を企画提案書の評価に加味することができる。
 - 3 委員会は、受託候補者とすべき1者及び次点とすべき1者を選定するものとする。ただし、一定の評価に達する受託希望者がいない場合は、この限りではない。

(評価の点数化)

- 第7条 前条の評価は、評価項目ごとに評価を点数化し、各評価項目の点数を積算して行う。
- 2 各評価項目の内訳及び配点は、委員会において適宜定めるものとする。

(委員会の公開)

- 第8条 委員会は、委員会が特に認めた場合を除き非公開とする。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び受託候補者の選定に関して必要な事項は、委員会において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 事業系廃棄物対策室におけるプロポーザル方式に基づく受託者の特定手続に係る要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。